



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

762	令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(デジタル社会推進課) 1
763	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課) 4
764	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(") 4
765	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(") 4
766	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課) 5
767	指定障害福祉サービス事業者の指定	(") 5
768	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課) 5
769	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課) 5
770	県営土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課) 7
771	〃	(") 7
772	保安林の指定の解除予定	(森林整備課) 8
773	保安林予定森林	(") 8
774	保安林の指定施業要件の変更	(") 8
775	〃	(") 9

○ 公告

	入札公告	(デジタル社会推進課) 9
	紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場における指定管理者の募集	(都市政策課) 12
	河西緩衝緑地における指定管理者の募集	(") 16
	和歌公園における指定管理者の募集	(") 19
	秋葉山公園県民水泳場における指定管理者の募集	(") 23

○ 正誤

	令和6年5月31日付け和歌山県報第519号和歌山県告示第581号中 26
--	-----------------------------------	----------

告 示

和歌山県告示第762号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ク）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（ア）から（ウ）まで及び（カ）から（ク）までに掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）プロジェクトマネージャ

（イ）ネットワークスペシャリスト

（ウ）データベーススペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）システム監査技術者

（キ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

（ク）システム運営管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 法人にあっては、登記事項証明書
- カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- ケ 誓約書
- コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
- シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し
- ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し
- セ 2の（5）に掲げる資格審査調書
- ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって (1) のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和6年8月9日（金）から同月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年8月9日（金）午前9時から同月16日（金）午後5時30分までの間に和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年8月9日（金）から同月27日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和6年8月27日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e1003001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和6年9月2日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071300960	株式会社ビッグプラネット	ヘルパーステーションはな	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問介護	令和6.7.31

和歌山県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062190057	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議会龍神訪問看護事業所	和歌山県田辺市龍神村柳瀬1134番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.7.31
3062490093	すさみ町国保すさみ病院	すさみ町訪問看護ステーション	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2382	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.7.31

和歌山県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の

規定に基づき公示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30614902 35	Mind blossom株式会 社	みかん山訪問看護ス テーション	和歌山県海南市日方12 89番地197	訪問看護	令和 6.8.1	令和 12.7.31
				介護予防訪問 看護	令和 6.8.1	令和 12.7.31

和歌山県告示第766号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年月日
3012250 118	エコファーム絆	田辺市芳養町3216- 19	就労継続支援A型	特定非営利活動 法人絆	田辺市稲成町80-2	令和 6.8.1

和歌山県告示第767号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011400 847	キミト☆ミライ 海南	海南市名高167 番地2	就労継続支援 B型	特定なし	株式会社竹千代	海南市日方1512 番地10	令和 6.8.1

和歌山県告示第768号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
新万薬局	田辺市新万22-18	—	石水紗千子	令和 6.8.1

和歌山県告示第769号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）縦覧図書記載のとおり

（変更後）縦覧図書記載のとおり

(2) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）縦覧図書記載のとおり

（変更後）縦覧図書記載のとおり

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）縦覧図書記載のとおり

（変更後）縦覧図書記載のとおり

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）縦覧図書記載のとおり

（変更後）縦覧図書記載のとおり

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時30分から午後8時まで

（変更後）午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 令和6年6月20日

(2) 令和7年3月25日

(3) から (5) まで 令和6年7月25日

5 変更理由

(1) 小売業者の変更のため

(2) から (4) まで 隔地駐車場を増設するため

(5) 荷さばき施設の運用を見直すため

6 届出年月日

令和6年7月24日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域づくり部地域づくり課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

湯浅町ふるさと振興課（有田郡湯浅町湯浅1982）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年8月9日から同年12月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業久志・中志賀地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合整備事業久志・中志賀地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年8月13日から同年9月9日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業小浦地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起するこ

とができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合整備事業小浦地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年8月13日から同年9月9日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第772号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市和田字藤谷596の2、597の8、597の11、597の14、597の16、平瀬字羽広1316の4から1316の13まで
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第773号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市向山字大裕876の5、877の6
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第775号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入 札 公 告

令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度

令和6年度

(2) 業務の名称

令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課（以下「デジタル社会推進課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年和歌山県告示第762号に規定する令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

デジタル社会推進課

(2) 期間

令和6年8月9日（金）から同年9月18日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和6年8月9日（金）から同月23日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和6年8月9日（金）午前9時から同月16日（金）午後5時30分までの間にデジタル社会推進課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階会議室1-E

イ 入札日時

令和6年9月19日（木）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和6年9月19日（木）午前9時30分までにデジタル社会推進課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、デジタル社会推進課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のないデジタル社会推進課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

デジタル社会推進課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e1003001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Wireless LAN Network at Wakayama Prefectural Information Exchange Center in 2024

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 19 September 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 19 September 2024)

- (3) Contact point for the notice :

Digital Society Promotions Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2405

FAX 073-428-1136

e-mail e1003001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月9日

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 紀三井寺公園

ア 所在地 和歌山市紀三井寺、内原、毛見、布引地内

イ 面積 約17.66ha

ウ 施設

(ア) 陸上競技場（第1種公認陸上競技場、ワールドアスレティックス認証クラス2競技場）

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上4階

建物面積 延べ面積13,239.21㎡、建築面積7,369.71㎡

トラック 1周400m×9レーン

席数 約19,200席（芝生席約5,950席を含む。）

その他 トレーニング室、ナイター設備、大型映像装置、会議室等

(イ) 野球場

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上3階

建物面積 延べ面積6,753.37㎡、建築面積3,572.22㎡

席数 約13,200席（芝生席約6,570席を含む。）

その他 両翼98m、ナイター設備、スコアボード、会議室等

(ウ) 球技場・補助競技場（第3種公認陸上競技場）

トラック1周400m×8レーン、管理棟

(エ) 庭球場 8面、ナイター設備、クラブハウス等

(オ) 登はん競技場 競技用1面、練習用1面

(カ) 園地 児童公園、こども広場、公衆トイレ等

(キ) 園路 旧紀三井寺緑地（延長約2.8km。遊具、公衆トイレ等を含む。）

(ク) 駐車場 約630台

(2) 和歌山県営相撲競技場

ア 所在地 和歌山市有田屋町地内

イ 面積 3,125㎡

ウ 施設

(ア) 相撲競技場（屋外、屋根付き、延床面積1,719㎡）

(イ) 室内練習場（屋内、管理棟内）

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的

な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び仕様書並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配布

ア 配布期間 令和6年8月9日（金）から同月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階

（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）

(2) 現地説明会

ア 日時 令和6年8月27日（火）午後2時30分

イ 場所 紀三井寺公園陸上競技場 第1会議室

和歌山市毛見200番地

ウ 内容 募集要項、仕様書等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

（ア）配布期間 (1) アに同じ。

（イ）配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

（ア）提出期間 (1) アに同じ。

（イ）提出場所 (1) イに同じ。

（ウ）提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

(4) 申請に係る質問等

ア 質問方法 質問票（任意形式。ただし、A4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 令和6年8月20日（火）から同年9月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 令和6年9月5日（木）

エ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月6日（金）から同月20日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する河西緩衝緑地における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 河西緩衝緑地湊緑地

ア 所在地 和歌山市湊地内

イ 面積 2.95ha

ウ 施設 ソフトボール場、庭球場（2面）、駐車場、遊具、管理棟等

(2) 河西緩衝緑地松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、松江中、松江東地内

イ 面積 6.2ha

ウ 施設 多目的運動広場、庭球場（2面、ナイター設備）、駐車場、遊具、管理棟等

(3) 河西緩衝緑地西松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、古屋、松江西地内

イ 面積 6.17ha

ウ 施設 体育館（アリーナ、大・中・小会議室、茶室、卓球場、管理事務所等）、野球場（ナイター設備）、サッカー場（ナイター設備）、林間広場、遊具、駐車場等

(4) 河西緩衝緑地東松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、松江東地内

イ 面積 5.62ha

ウ 施設 遊具、広場、原っぱ、駐車場、管理棟等

(5) 河西緩衝緑地河西公園

ア 所在地 和歌山市西庄、古屋、本脇地内

イ 面積 31.49ha

ウ 施設 プール（2面、管理棟）、庭球場（2面）、広場、遊具、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他河西緩衝緑地指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び河西緩衝緑地指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1) については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

(7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び仕様書並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ア 配布期間 令和6年8月9日（金）から同月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階
（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和6年8月28日（水）午後2時30分
- イ 場所 河西緩衝緑地西松江緑地体育館2階 中会議室
和歌山市松江2000番地
- ウ 内容 募集要項、仕様書等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

(4) 申請に係る質問等

ア 質問方法 質問票（任意形式。ただし、A4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 令和6年8月20日（火）から同年9月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 令和6年9月5日（木）

エ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月6日（金）から同月20日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 和歌公園（片男波公園）

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 面積 6.31ha

ウ 施設 健康館、万葉館、野外ステージ、園地、園路、駐車場等

(2) 和歌公園（津屋公園・城跡山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.90ha

ウ 施設 遊具等

(3) 和歌公園（奠供山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.66ha

ウ 施設 園路、樹木等（現況山林）

(4) 和歌公園（雲蓋山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.45ha

ウ 施設 樹木等（現況山林）

(5) 和歌公園（鏡山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.44ha

ウ 施設 駐車場、樹木等

(6) 和歌公園（妹背山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.37ha

ウ 施設 観海閣、三断橋等

(7) 和歌公園（権現山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦西地内ほか

イ 面積 33.37ha

ウ 施設 園路、樹木等（現況山林）

(8) 和歌公園（8の字公園）

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 面積 1.15ha

ウ 施設 遊具、樹木等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更

生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び仕様書並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ア 配布期間 令和6年8月9日（金）から同月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階
(和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載)

(2) 現地説明会

ア 日時 令和6年8月28日（水）午前10時
イ 場所 和歌公園片男波公園健康館1階 多目的室
和歌山市和歌浦南三丁目1700
ウ 内容 募集要項、仕様書等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。
(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。
(イ) 提出場所 (1) イに同じ。
(ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

(4) 申請に係る質問等

ア 質問方法 質問票（任意形式。ただし、A4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 令和6年8月20日（火）から同年9月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 令和6年9月5日（木）

エ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。
(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月6日（金）から同月20日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-3230
ファクシミリ番号 073-441-3232
電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する秋葉山公園県民水泳場における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 秋葉山公園県民水泳場

(2) 所在地 和歌山市秋葉町地内

(3) 施設規模

ア 敷地面積 約2.7ha

イ 建築面積 8,657.26㎡

ウ 延床面積 25,206.31㎡

(4) 施設

ア 屋内施設

(ア) メインプール（温水）

50m国際公認プール（10コース、可動壁により25m国内公認プールとして利用可、可動床（0m～2.0m））

その他の施設として、観客席（2,070席）、ジャグジー、大型映像装置等附属設備

(イ) サブプール（温水）

25mプール（8コース、可動床（0m～1.4m））

その他の施設として、こどもプール（温水、面積約40㎡、水深0.3m程度）、マッサージプール（温水、面積約20㎡、水深1.2m程度）

(ウ) トレーニングルーム（約180㎡）

(エ) 会議室（約100㎡）

イ 屋外施設

(ア) 遊泳プール（A）

面積約180㎡、水深0.7m程度、ウォータースライダー（L=29.0m）

(イ) 遊泳プール（B）

面積約470㎡、水深0.8m程度、一部流水式

(ウ) 幼児プール

面積約80㎡、水深0～0.3m程度

(エ) 展望プール

ウ その他

(ア) 駐車場（地下式231台収容）

(イ) 外構施設一式（国道42号からの進入路、階段、駐輪場、植栽、屋外エレベーター等）

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他秋葉山公園県民水泳場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び秋葉山公園県民水泳場指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1

又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び仕様書並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ア 配布期間 令和6年8月9日（金）から同月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階
（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和6年8月27日（火）午前10時
- イ 場所 秋葉山公園県民水泳場地下1階 会議室
和歌山市秋葉町4番11号
- ウ 内容 募集要項、仕様書等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

- (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

(4) 申請に係る質問等

- ア 質問方法 質問票（任意形式。ただし、A4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- イ 受付期間 令和6年8月20日（火）から同年9月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- ウ 回答予定日 令和6年9月5日（木）

エ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月6日（金）から同月20日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

正 誤

正 誤

令和6年5月31日付け和歌山県報第519号和歌山県告示第581号中

ページ	誤	正
4	日訪新 3-06	西訪新 16-06